7 城監第27号 令和7年9月3日 (2025年)

城陽市長 奥田 敏晴 様

城陽市監査委員 山 本 弘 之

城陽市監査委員 平 松 亮

令和6年度(2024年度)城陽市経営健全化審査 の意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき審査に付された令和6年度(2024年度)資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見を提出する。

令和6年度(2024年度)経営健全化審査意見書

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項及び城陽 市監査委員監査の基準等に関する要綱の規定に基づく資金不足比率審 査

2 審査の対象

令和6年度(2024年度)資金不足比率

3 審査の期間

令和7年(2025年)7月11日から令和7年(2025年)9月3日まで

4 審査の着眼点(評価項目)

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適法かつ正確に作成されているかどうかを主眼として実施した。

5 審査の実施内容

市長から提出された資金不足比率算定の基礎となる事項を記載した書類について、適正に作成されていることを確認した。

6 審査の結果

審査に付された算定の基礎となる事項を記載した書類は法令等に準拠して作成され、資金不足比率は適正に算定されているものと認められる。

区分	比率名	令和6年度	経営健全化基準
水道事業	資金不足比率	(%) —	20.0
公共下水道事業	資金不足比率	_	20.0

(1) 水道事業の資金不足比率

令和6年度(2024年度)の水道事業の資金不足比率は、資金剰余額が生じているため、該当しない。

なお、令和6年度(2024年度)の流動資産から流動負債(企業債を除く)を減じた額は16億6,739万4千円であり、令和5年度(2023年度)の18億8,257万9千円と比べると2億1,518万5千円の減少であり、主に流動負債の増加によるものである。

(2) 公共下水道事業の資金不足比率

令和6年度(2024年度)の公共下水道事業の資金不足比率は、令和6年度(2024年度)の流動資産から流動負債(企業債、他会計借入金を除く)を減じた額、10億1,364万3千円が資金不足となるものの、解消可能資金不足額27億8,343万3千円を下回るため、該当しない。

(3) まとめ

資金不足比率は、いずれも国の示す基準では健全段階の範囲にあるが、この比率はあくまでも経営状況の健全性の度合いを示す目安と考えるべきである。

特に公共下水道事業は、以前より資金不足が生じており、水道事業会計等からの一時借入に依存している経営状況である。また水道事業についても、水道事業ビジョンに掲げる最重点施策等の推進のため、資金需要が増加している。

こうした厳しい経営状況を踏まえて、令和3年度に下水道使用料、 令和6年度に水道料金の改定を行われている。

引き続き財政基盤の強化に取り組まれ、安定した企業経営に努められることを望むものである。

参考資料

1 用語解説

(1) 資金不足比率

公営企業の資金不足額を、当該公営企業の事業規模と比べて指標化し、経営状況の健全化を示すもので、資金の不足額を公営企業の事業規模で除して算定されるものである。

2 対象範囲の図表

